

都 都 第 712 号
令和 3 年 3 月 17 日

豊見城市入札参加資格業者 各位

都 市 計 画 課 長

磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）

みだしのことについて、沖縄県技術・建設業課長より「磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付土技第 1601 号）で参考送付がありました。

つきましては、本市においても沖縄県を準用し、「地質調査技士の資格または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者」を 2021 年 4 月から削除し、別添とおりの要件といたします。

なお、磁気探査技士など技術者の追加がある場合は入札参加資格審査願変更届書を随時受付しておりますので提出ください。

記

○添付資料

1. 磁気探査業務における管理技術者の資格要件
2. 「磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）」
（令和 3 年 2 月 19 日付土技第 1601 号）
3. 入札参加資格審査願変更届出書の添付一覧表

※変更届出書の様式については本市ホームページより取得できます。

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp/industry/163/588>

都市計画部 都市計画課 検査班 比嘉・屋良 連絡先:850-5332
--

磁気探査業務における管理技術者の資格要件

2016年11月1日以降～
2021年3月31日迄適用

次のいずれかに当てはまるものとする。

- ① 技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門である場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者）で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者
- ⑤ R C C M【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者
- ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者
- ⑦ 地質調査技士の資格または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者

2021年4月1日以降適用

次のいずれかに当てはまるものとする。

- ① 技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門である場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者）で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者
- ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者
- ⑤ R C C M【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者
- ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者